

令和6年度
伊豆市ふるさと納税支援業務委託
公募型簡易プロポーザル方式実施要領

令和6年2月

静岡県 伊豆市

総合政策部 企画財政課

令和6年度伊豆市ふるさと納税支援業務委託

公募型簡易プロポーザル方式実施要領

目次

I. 目的

- 1 事業の目的

II. 業務概要

- 1 業務名称
- 2 業務内容
- 3 業務委託期間
- 4 契約限度額
- 5 その他

III. 応募要領

- 1 応募方式
- 2 応募資格要件
- 3 技術者要件
- 4 事務局
- 5 参加表明書及び企画提案書の提出・手続き等
- 6 審査体制・基準・方法
- 7 その他留意事項
- 8 担当職員等との接触の禁止
- 9 実施スケジュール

I. 目的

1 事業の目的

本業務は、ふるさと納税ポータルサイトの管理運営返礼品の企画提案、返礼品提供事業者との連絡調整及び、寄附者への返礼品送付事務等を委託することにより、事務の効率化、寄附金額の増加を図ることを目的とする。

寄附金額の増加に向けては、全国から寄附者を獲得する必要があることから、本市の魅力ある返礼品の開発と返礼品の継続的な改良を重ねることが重要となり、ふるさと納税事業の実績が有り、その豊富な知識・経験等を活かすことのできる事業者の募集を行うものである。

なお、事業者の募集・選定は、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により実施することとし、応募事業者からの提案書類をもとに、書類審査、プレゼンテーション審査を実施した後、総合的に評価して委託候補者を選定する。

II. 業務概要

1 業務名称

令和6年度伊豆市ふるさと納税支援業務委託

2 業務内容

令和6年度伊豆市ふるさと納税支援業務委託仕様書のとおり。

ただし、この業務内容は、受託者が業務成果として求める最低限の仕様を参考として示すものであり、提案者の企画提案内容を制限するものではない。

3 業務委託期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4 契約限度額

寄附総額の5%以内とすること。（消費税及び地方消費税を含む）

なお、寄附総額については、令和6年度伊豆市ふるさと納税支援業務委託仕様書7(2)のとおりとする。

5 その他

(1) 契約の締結

プロポーザルにより決定された技術者及び事業者を見積徴収の相手方とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

(2) 参加報酬

なし

Ⅲ. 応募要領

1 応募方式

企画提案書及びプレゼンテーションによる公募型簡易プロポーザル方式

2 応募資格要件

次の(1)から(10)までに掲げる応募資格要件をすべて満たした法人又は団体であること。

- (1) 令和3年12月から令和6年1月までにおいて、本業務と同種業務を5自治体以上と契約した実績を有する者であること。
- (2) 公告の日の前日までに、伊豆市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 公告の日から特定者決定日（2次審査合否特定通知日）までの間、伊豆市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和元年伊豆市告示第66号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらと密接な関係者ではないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 国税及び地方税（法人市民税）を滞納していないこと。
- (9) 現在、本市が利用する寄附受付ポータルサイトのうち、「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「ふるなび」、「ANAのふるさと納税」からの寄附受付を前提とした業務遂行が可能であること。
- (10) 市内に営業所を設け、常勤職員（アルバイト・パートを除く）の1名以上の配置が可能であること。

3 技術者要件

- (1) 技術者については、本業務を遂行するにあたり本業務と同種業務の管理及び担当実績がある技術者の配置を求めるとする。
- (2) 提案書に記載した配置技術者は、本業務が完了するまで、責任をもって関わる意思と能力を持つ者であること。契約相手として特定された場合は、契約締結後提案書に記載した技術者を確実に本業務に配置させること。

4 事務局

令和6年度伊豆市ふるさと納税支援業務委託のプロポーザル選考委員会事務局（以下「プロポーザル事務局」という。）は、総合政策部企画財政課とする。

住 所：〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 38-2

電 話：0558-88-8008 ファックス：0558-74-3067

E-mail：furusato@city.izu.shizuoka.jp

ホームページ：http://www.city.izu.shizuoka.jp

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

5 参加表明書及び企画提案書の提出・手続き等

(1) 実施要領等の公表について

市ホームページに掲載するとともに、プロポーザル事務局においても配布する。

(2) 参加表明書及び企画提案書の提出について

① 提出書類

◎提出部数 正本1部、副本8部、電子データ1部（PDF形式、CD-R）

各書類はホッチキス留め等せず、ダブルクリップ等により簡易に束ねた形でプロポーザル事務局へ提出すること。

ア 参加表明書（様式1-1）

イ 応募資格がある旨の誓約書（様式1-2）

ウ 会社概要書（様式1-3）

エ 参加表明者の実績調書（様式2）

オ 企画提案書の提出書（様式3）

カ 業務体系図（様式自由）

キ 参考見積書及び積算内訳書（様式自由）

※宛名を「伊豆市長」とし、業務の名称の記載及び代表者の記名押印があるもの

ク 企画提案書（様式自由・A4版（横上とじもしくは縦左とじ）・横書き・50ページ以内、各ページには一連のページ番号を記載すること、表紙は任意様式で作成すること）

② 提出先及び方法

ア 提出先：プロポーザル事務局

イ 提出期限：令和6年2月29日（木）午後5時（必着）

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留または特定記録郵便）

(3) 質疑について

① 質問書の提出

質問がある場合は、質問書（様式4）を提出する。

② 提出先及び方法

ア 提出先：プロポーザル事務局

イ 提出期間：令和6年2月13日（火）から令和6年2月20日（火）
午後5時まで

ウ 提出方法：電子メール（やむを得ない場合はFAXも可）

③ 質問に関する回答

ア 質問及び回答は本市のホームページにて随時回答するが、最終回答は令和6年2月22日（木）とする。

イ 回答内容は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

6 審査体制・基準・方法

(1) 審査体制

選考は伊豆市ふるさと納税支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による。

(2) 審査基準

① 審査は、別表の令和6年度伊豆市ふるさと納税支援業務公募型プロポーザル審査基準に基づいて、提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容について採点を行い、合計点が最も高い事業者を契約候補者として選定する。

② 応募事業者が1者の場合においても、本プロポーザルは成立するものとする。

ただし、契約候補者の最低基準点（価格点を除く）を満点の60%とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

(3) 審査方法

審査は2回行う。1次審査では応募資格要件に係る審査、2次審査では点数方式によって実施する。2次審査に進んだ提案者についての審査は、2次審査の得点が評価され、その最高得点者を契約候補者として特定する。提案者が1者の場合において、審査委員会における評価の結果、評価点数の合計が、満点の60%以上に達している場合、当該提案者を契約候補者に特定する。

① 1次審査

- ・ 応募事業者が6者以上の場合は、事前に1次審査（書類審査）を実施し、2次審査の参加者を上位5者とする。
- ・ 応募事業者が5者以内の場合は、1次審査（書類審査）は実施せず、第2次審査のみ実施する。
- ・ 1次審査の結果は、令和6年3月5日（火）までに電子メールで通知する。

② 2次審査

- ・ 審査日時：令和6年3月8日（金） 時間は未定

- ・審査場所：伊豆市役所 2階 特別会議室（予定）
（1次審査を通過した者に指定時間、場所等を通知する。）
- ・実施時間：1者につき30分程度（説明20分以内、質疑応答10分程度）
- ・出席者：各分野に配置を予定する技術者を含めて4名以内
- ・内容：提出した企画提案書のアピールポイント等について説明すること。
また、以下の項目については、必ず説明すること。
 - ・返礼品協力事業者と密接な関係を構築するための訪問体制について
 - ・魅力的な返礼品企画提案に向けた返礼品協力者向け説明会の内容について
 - ・返礼品の全宿泊券発行（お礼状含む）及び郵送について
 - ・プロモーション方法について
 - ・本業務に生かすことのできる同種・類似業務実績（直近3年のうちで最も寄附が増えた場合と増えなかった場合を明示した上で、その原因の分析と本市での取組へどのように反映・活用するか等）
 - ・その他、特にアピールしたい独自コンテンツ等について
- ・留意事項：説明はパワーポイント等の使用を認めるが、提出された企画提案書に基づくものとする。プロジェクター（HDMI接続）とスクリーンのみ事務局が準備する。

7 その他留意事項

(1) 著作権等

- ① 提出図書に係る著作権は、第三者に帰属されるものを除き、本市に帰属するものとする。
- ② 契約締結先の提出図書に係る著作権は、本市に帰属するものとする。
- ③ 提出図書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責めは、使用した提出者に全て帰属するものとする。

(2) 提出図書の使用及び取扱い

- ① 本市は、本プロポーザルに関する公表や審査のための作業及び本業務において、本市が必要と認めるときに、提出図書を無償で提案者に承諾なく使用又は第三者に使用許可することができるものとする。
- ② 本市は、提出図書の公表や審査等の必要な範囲において、複製を作成することができるものとする。
- ③ 本市は、委託者選定後、選定された委託者の提出図書に拘束を受けないものとする。
- ④ 応募された企画提案書は返却しない。

- (3) 企画提案書の作成及び提出等に要する費用並びに2次審査におけるヒアリングの出席に要する費用は参加表明者の負担とする。
- (4) 提出期限までに提出がない者の提出図書は、無効とする。
- (5) 提出期限以降における提出図書の差し替え、再提出及び内容変更は認めない。また、提出図書に記載した配置予定の担当技術者などは、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更できない。なお、極めて特別な場合で各技術者を変更する場合は、本市の承認を要する。
- (6) 審査により特定された契約候補者との予定業務における随意契約締結に向けた手続きを行う。

8 担当職員等との接触の禁止

参加表明書を提出した者の職員（チーム構成員含む）は、最も優れた提案者として特定されるまでの間、事務局職員及びその上位の職にある職員に対し、本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、本プロポーザルの公告後、審査委員会委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。

なお、接触を求める行為が認められた場合は、本プロポーザルの審査の公平さに影響を与える行為があったとして失格とする。

9 実施スケジュール

公告日及び 実施要領公表（本市HPに掲載）	令和6年2月13日（火）
参加表明書及び企画提案書の提出期間 （持参または郵送）	令和6年2月13日（火）～2月29日（木）
実施要領等に関する質問受付期間	令和6年2月13日（火）～2月20日（火）
質問に対する回答	令和6年2月22日（木）
1次審査の選定通知	令和6年3月5日（火）
2次審査（説明及びヒアリング）	令和6年3月8日（金）
2次審査の特定通知	令和6年3月12日（火）
見積書提出期限 ※特定者との詳細協議のうえ	令和6年3月22日（金）
契約締結（予定）	令和6年4月1日（月）